

参考配布

平成 26 年 10 月 10 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5744)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

及び労働者派遣事業改善命令について

標記について、栃木労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、栃木労働局が配布した資料です。



平成26年10月10日

【担当】

栃木労働局職業安定部職業安定課需給調整事業室

需給調整事業室長 石川 仁

需給調整指導官 大山 恵理子

(電話) 028-610-3556

報道関係者 各位

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

栃木労働局（局長：堀江 雅和）は、下記のとおり労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）及び職業安定法に違反した、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 処分を受けた事業主

名 称	株式会社 ジェイ・ステップ	（代表取締役 大島 功）
所 在 地	栃木県宇都宮市東築瀬1丁目5番地31	
届出に関する事項	届出受理番号 特09-300086	
届出受理年月日	平成17年2月23日	

第2 処分の内容

- 労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令
（労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり）
- 労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり）

第3 処分の理由

株式会社ジェイ・ステップは、少なくとも平成23年3月26日から平成26年5月31日までの一定期間において、同社の代表取締役 大島 功 が別途代表取締役を務めるA社で雇用した労働者3名を、延べ1909人日、株式会社ジェイ・ステップの労働者であると偽り、労働者派遣と称してB社に供給し、もって職業安定法第44条において禁止される労働者供給事業を行ったこと。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成26年10月11日から同年11月10日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

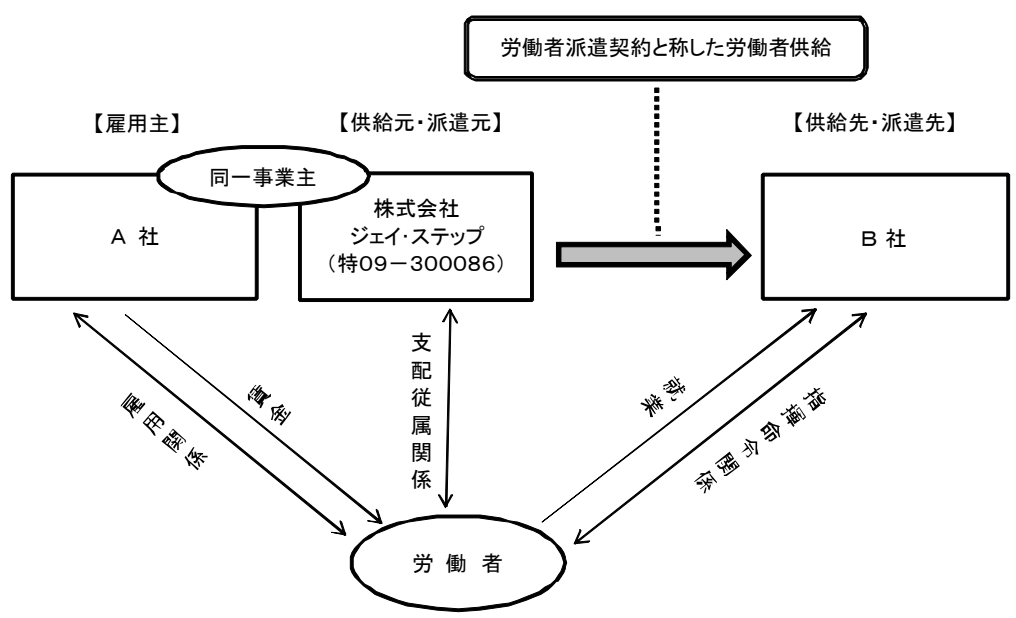
- 1 労働者派遣事業、請負事業の全てを対象として、これらが労働者派遣法及び職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に職業安定法第44条に係る事項について重点的に点検すること。

- 2 上記の「処分理由」に係る職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- 3 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律の規定に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派遣制度の理解の徹底を図るとともに遵法体制の整備を図ること。

参考資料：全体概要図、法律条文

<全体概要図>



○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（抄）

第2条（用語の定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 一般労働者派遣事業 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。

五 特定労働者派遣事業 その事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

第16条（特定労働者派遣事業の届出）

特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第5条第2項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第3号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

第21条（事業廃止命令等）

2 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第49条（改善命令等）

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第56条（権限の委任）

この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○同法施行規則（抄）

第55条（権限の委任）

次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

二 法第21条第2項の規定による命令

四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

○職業安定法（抄）

第44条（労働者供給事業の禁止）

何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。